

## ◆不要不急の外出、県境をまたぐ移動の自粛

特に、午後8時以降の不要不急の夜間外出自粛

(医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、  
必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など生活や  
健康の維持のために必要な場合を除く)

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

# 県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ 営業時間の短縮を要請している**県内の飲食店等**の**午後8時以降**の利用回避

◆ **会食・飲み会**は**4人以下**（家族や介助者を除く）で、**長時間**を回避

※ できるだけ**同居家族**などいつも近くにいる人と

◆ **感染症対策が十分に取られていない施設**の利用は**回避**

◆ **買い物**は、**できる限り一人で**

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

# 県民の皆様へのお願い

- ◆ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密の回避の徹底
- ◆ 卒業旅行、謝恩会、飲食を伴う花見、歓送迎会などは控える
- ◆ 飲食の際は昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」  
「静美食」「ランチの時もマスク」の徹底
- ◆ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避ける
- ◆ 平日・休日ともに混雑した場所での食事を控える

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

# 営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

要請期間

令和3年 **3月8日** (月) から 令和3年 **3月21日** (日) まで  
午前 0時 午後 12時

地域

県内全域

対象業種

飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く。)  
遊興施設等 : バー、カラオケボックス等 (飲食店営業許可取得店舗)  
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く (感染防止対策の徹底を要請)

営業時間

午前 5時から午後 8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後 7時まで

感染症対策

彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び  
業種別ガイドラインを使用・遵守し、**感染症対策**を徹底  
飲食の際は昼夜を問わず「**マスク飲食**」「**黙食**」「**個食**」「**静美食**」  
「**ランチの時もマスク**」を徹底して利用者に働きかけ

# 埼玉県感染防止対策協力金(第6期)について

- 営業時間・酒類提供時間短縮要請にご協力いただいた事業者に感染防止対策協力金を支給します
- 要請期間終了（3月22日）後、速やかに受付を開始し、迅速に協力金がお手元に届くよう努めます
- 第5期（2月8日～3月7日要請分）については、3月8日から申請受付開始
- 第6期（3月8日～3月21日要請分）

**支給額 84万円／店舗**（3月8日から3月21日まで全て協力した場合）

- \* 簡易な申請 これまでに協力金を電子申請し、既に支給されている場合、電子申請の書類を簡略化
- \* 弾力的運用 3月8日に間に合わない場合でも、協力開始日から3月21日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給
- \* 要請期間 3月21日前に緊急事態宣言が解除され、要請期間が短縮となった場合は、要請期間最終日までの協力日数に応じて支給

# イベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分類	内容
収容人数10,000人を 超える施設でのイベント	◆イベントの参加人数は、 5,000人を上限とする。
収容人数10,000人 以下の施設でのイベント	◆イベントの参加人数は、 収容率50%を上限とする。
営業時間	◆午後8時までに短縮していただくようお願いする。

令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

# 事業者の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項)

◆ **テレワークの徹底** 目標値：出勤者数を7割削減

◆ **在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆ 事業の継続や時差出勤に**必要な場合を除き、午後8時以降の勤務を抑制**

◆ **職場・寮における感染防止策の徹底**

◆ 従業員への基本的な**感染防止策の徹底**や、**会食自粛**等の呼びかけ

※すべて令和3年3月8日から令和3年3月21日まで

# 緊急事態宣言解除要請の目安について

## 1. 趣旨

緊急事態宣言の延長が行われるにあたり、解除に向けて目指すべき数値の目安を示すことで、県民の皆様の**行動変容を促していく**

## 2. 解除要請の目安

- ① **入院中の患者数が500人以下（1週間平均）** ⇒病床移行フェーズⅢ（1,000床）の1/2  
⇒解除にあたっては、医療機関の負担軽減が最重要事項  
⇒県の病床確保計画におけるフェーズⅣ移行要請を行った日（11/23）の入院患者数が552人であることから、解除にあたっては、それを下回る500人以下を目標とする
- ② **1週間の新規陽性者数が人口10万人あたり7.0人以下※1日当たり73.4人**  
⇒ステージⅢ指標である15人の半分以下を目指す

 ①、②を目安に**首都圏の新規陽性者数**を参考として、専門家の意見を踏まえ**解除要請を総合的に判断**



3/5

受付開始

イーマット

# eMAT

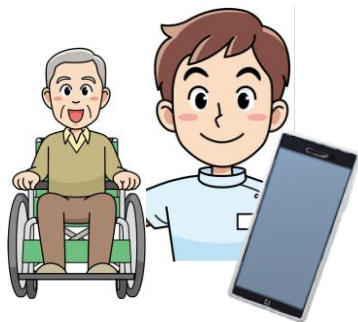
(electronic Medical Assistance Team)

高齢者施設の  
緊急対策 第7弾

## オンラインでの感染管理支援

- 感染者が発生した施設では、感染管理を徹底して感染の拡大を防ぐ必要があります。
- 汚染区域と清潔区域の分けや個人防護具の使い方など、感染管理認定看護師がオンラインで支援します。

高齢者施設



支援要請

県庁



支援調整

eMAT



- ・施設とeMATをマッチング
- ・オンラインで同席し、支援を補助

- ・感染の状況を報告し、支援要請

オンライン支援

- ・カメラで施設内の様子を確認し、感染者の状態や感染対策の状況を踏まえてアドバイス

## 『有料老人ホーム』『サービス付き高齢者向け住宅』の対策

◆大手10法人を緊急訪問し、感染対策の徹底を依頼！

◆約1,000施設の職員約30,000人全員にリーフレットを配布！

## 課題

◆入所者の自立度が高いため、職員が少なく看護師等の配置も義務付けられていない。

➡ 感染が発生すると、一気に運営が厳しくなる。

◆これまでの事例から集約される**7つのポイント**を周知

① 入居者の健康管理



② 職員の健康管理



③ マスク、手指消毒の徹底



④ 食堂など密の回避



パネル設置、はず向かい着席

⑤ ゾーニングの徹底



⑥ 個人防護具の適切な着用



⑦ 専門家の助言遵守



# 緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

## 1. 学校における対応

### 県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き**教育活動を継続**

#### ① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- チェックリストによる感染防止対策の徹底
- 集団感染事例集の有効活用

#### ② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

#### ③ 部活動

- 条件を付して試行

#### ④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

#### ⑤ 卒業式・入学式等

- 卒業生・新入生、教職員、保護者(1名まで)で実施  
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業旅行、式後の集まりや会食の自粛

## 2. 家庭における対応

#### ⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底  
（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出、会食等の自粛

※ 小・中学校等の実態を踏まえつつ、同様の内容を市町村へも要請